

軽自動車税(種別割)

伊那市から転出される皆さん及び伊那市へ転入された皆さんへ

～ 軽自動車・オートバイ・トラクター等を所有されていませんか? ～

軽自動車・オートバイ等を 購入したとき 名義が変わったとき 住所が変わったとき などは、下記の表により手続きをしてください。

種類	市役所税務課で手続きをする車種						軽自動車検査協会、運輸支局等で手続きをする車種							
	原 動 機 付 自 転 車				小型特殊自動車		軽 自 動 車				小型自動車			
区分	50cc以下	90cc以下	125cc以下	ミニカー (50cc以下)	農耕用	その他	二 輪 (250cc以下)	三 輪	四 輪 貨 物 自 家 用	四 輪 貨 物 営 業 用	四 輪 乗 用 自 家 用	四 輪 乗 用 営 業 用	二 輪 (250cc超)	
H27年度まで	1,000円	1,200円	1,600円	2,500円	1,600円	4,700円	2,400	3,100	4,000	3,000	7,200	5,500	4,000	
H28年度から	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600	3,900	5,000	3,800	10,800	6,900	6,000	
重課								4,600	6,000	4,500	12,900	8,200		
手 続 き 等	登録	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 販売証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの						○各区分により下記のところでの手続きになります。詳細については、それぞれ 該当する事務所へ、直接お問い合わせください。 1 軽三輪・軽四輪の軽自動車(660cc以下)の手続きは下記へ 軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 住所 松本市平田東2-1-11 電話 050-3816-1855 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00 2 軽二輪(125cc超～250cc以下のオートバイ)、小型二輪(250cc超のオートバイ)の手続きは下記へ 北陸信越運輸局 長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 住所 松本市平田東2-5-10 電話 050-5540-2043 (機械による音声案内) 受付時間 8:45～11:45 / 13:00～16:00 上記1.2の車種について、手続きの事務代行をしています。 上伊那自家用自動車協会 住所 伊那市上の原6002-1(車検場・SBC送信所横) 電話 0265-72-7121 ※転出先が「松本ナンバー管轄地域以外」のときは、転出先の市区町村役場で手続き場所をお問い合わせください。						
	廃車	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 標識(ナンバープレート)の返却 ③ 標識交付証明書												
	名義変更	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 新旧所有者の自署 ③ 譲渡証明書、標識交付証明書、廃車証明書などで譲渡が確認できるもの ・「1車両1標識」となるため、上記の「廃車」及び「登録」の手続きとなります。												
	車台変更	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 標識(ナンバープレート)の返却 ③ 標識 交付証明書 ④ 販売証明書等で車名及び車台番号の確認できるもの												
	転入の時	① 届出者の本人確認証(運転免許証等) ② 前住所地の廃車証明書または前住所地で発行された標識(ナンバープレート)の返却 ③ 自賠責保険証等で車名及び車台番号の確認できるもの												
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記の手続きは、本庁税務課、高遠町総合支所市民福祉課、長谷総合支所市民福祉課、市民サービスコーナーで行います。 標識(ナンバープレート)を紛失したときは、ナンバーの弁償料200円がかかります。 盗難にあったときは、至急、警察署及び市区町村役場へ届け出てください。 転出先の市区町村役場では、必要なものが異なる場合がありますので、事前に確認の上、手続きを行ってください。 軽自動車以外の自動車については、県税事務所へお問い合わせください。 												

2022/12/5

※三輪以上の年税額は、上段が旧税率 中段が新車登録に伴う新税率 下段が新車登録から13年経過に伴う重課税率 です。

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。月割課税の制度はありませんので、ご注意ください。

※登録事項に変更があったときには、3月までに手続きをしてください。

- ・「廃車の手続きを依頼したのに・・・」「知人にオートバイを譲ったのに・・・」「車を下取りに出したのに・・・」などの問い合わせが多くあります。
- ・登録事項に変更があったときは、基準日4月1日前に手続きをしてください。正規な手続きが完了しないと、いつまでも税金がかかってしまいます。

